

審議事項（３）－３

(内容は今後の審議により変更される場合があります)

主なコメントの概要とそれらに対する対応【第 101 回委員会においては、論点 1～4 までを検討対象とした。】

- 以下は、主なコメントの概要です。
- 以下のコメントの概要は主なものを記載していますが、以下に記載されていないコメントについても、企業会計基準委員会で分析を行っています。
- 以下のコメントの概要には、文章表現に関するものについては、記載していません。

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応（案）
【論点 1】四半期財務諸表の性格	実績主義を基本として四半期財務諸表を作成する考え方に賛成する。 • 「中間連結財務諸表等の作成基準」では実績主義の考え方が採用されており、予測主義によると実績主義に比べ恣意的な判断の介入の余地が大きい。 • 季節的な変動については十分な定性的な情報や前年同期比較を開示することにより、投資家をミスリードする可能性は少ないと考えられる。 • 四半期財務諸表作成の迅速性や適時開示の観点から実行面の計算手続が明確となり事務的にも容易と考えられる。 • 「将来の業績予測に資する情報を提供するために、当該四半期会計期間の実績に基づく財政状態及び経営成績を開示する」といった考え方に反するものでなければ例外的な会計処理基準は認められるべきであり、原則に対する例外を限定列挙とすることのないようにすべきである。 • 実績主義を原則としつつ四半期特有の会計処理や簡便的な会計処理を認める方向で検討が進められることを望む。	(特になし)
	現在の中間決算制度を存続し、第 2 四半期での見直し、調整の機会を認める予測主義的な折衷案の方が、より実践的である。 • 実績主義を基本としつつも、例外処理も認めざるを得ない。 • 四半期決算で年度と同じ会計処理基準を適用する場合、最終的な調整を第 4 四半期でなさざるを得ないケースも考えられる。	論点整理第 5 項に記載したように、金融審議会報告書「四半期開示のあり方」で示された前提に基づいて検討している（上場会社においては、中間財務諸表が第 2 四半期の四半期財務諸表に置き換わる）。

審議事項（３）－３

(内容は今後の審議により変更される場合があります)

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応（案）
【論点２】四半期財務諸表の構成 株主資本等変動計算書	株主資本等に重要な変動があった場合にその内容を注記情報として開示するならば、四半期連結株主資本等変動計算書の開示を求める必要はない。 ・ 四半期開示に迅速性を求めるのであれば、作成の負担を緩和することが必要である ・ 注記を求めることとした上で、会社によっては企業会計基準第６号「株主資本等変動計算書に関する会計基準」に従って作成した当該計算書類を開示することも妨げる必要はない。 ・ 株主資本等変動計算書が３か月ピッチで必要だというニーズは理解できない。重要な変動に対する基準の明確化が必要である。 ・ 開示の適時性、迅速性及び財務諸表作成者の事務負担を考慮して、投資判断に真に必用な最低限の財務諸表のみを強制開示とすべきである。	開示の適時性及び迅速性の観点から、作成者の負担軽減に配慮する必要があると考えられ、株主資本等に重要な変動があった場合にその内容を注記情報として開示することを求めることでどうか。ただし、注記情報という位置付けで、会計基準第６号に基づく記載（株主資本等変動計算書）も妨げないこととする。

審議事項（３）－３

(内容は今後の審議により変更される場合があります)

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応（案）
	四半期株主資本等変動計算書は、四半期財務諸表に含めるべきである。 ・ 会社法の下では、株主に対する剰余金の分配及び株主資本の計数を変動することが事業年度を通じて随時行うことが可能となるため、期中における株主資本の変動に関する情報は有用と考えられる。 ・ 四半期で株主資本等変動計算書が作成されないことになると、年度末にしか作成されないことになり、基本財務諸表としての意義が乏しくなる。 ・ 国際的な会計基準とのコンバージェンスの観点からも、四半期財務諸表に含めるべきである。 ・ 実務上は株主資本以外の項目の変動の把握に事務負担がかかるが、これらの項目については、純額表示も認められているため、作成の迅速性及び適時性が損なわれることはないと考えられる。 ・ 通常、事務手続上加重な負担にはならないと考えられるため、情報の有用性ととも、事業年度の財務諸表体系との整合性を図るべきである。 ・ 重要な変動が無い場合には、例外的取扱いとして、作成を省略することは適時性及び迅速性の観点から認められる。 ・ 株主資本等変動計算書は一覧性の高い資料であり財務諸表の読み方に習熟していない個人投資家にも利用価値が高い ・ 財務諸表利用者にとって増資・減資、自己株式の取得・処分・消却、剰余金の分配などを始めとする株主資本等の変動の情報は重要である。ストック・オプションの新会計基準導入、ポイズン・ピルの普及などにより新株予約権の情報の重要性も高まっている。	
CF 計算書	キャッシュ・フロー計算書を義務付けるべきではない、若しくは不要である。 ・ 実務的な負担が大きく早期開示の妨げにもなりうる。 ・ 資金の運用・調達自体をその本質とする金融業においてはキャッシュ・フロー計算書の情報価値は小さく、特に四半期開示については連結ベースの貸借対照表及び損益計算書の開示で十分であると考えられる。	金融審議会報告書に四半期財務諸表の１つとして記載されており、また、国際的な会計基準でも求められていることから、不要とすることはできないと考えられる。

審議事項（３）－３

(内容は今後の審議により変更される場合があります)

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応（案）
単体情報	単体財務諸表の開示の要否、またその付属情報の範囲、非財務情報の範囲などについても、整理頂きたい。	昨年末、金融審議会から、銀行・保険以外は、単体情報を求めない方向で制度開示する方針が示されている。非財務情報の範囲については、当委員会における検討の対象外である。
【論点 3】四半期損益計算書関係の情報開示	第二四半期及び第三四半期は３ヶ月情報のみで良いのではないか。四半期を年度決算同様に定義するのであればそもそも３ヵ月毎に翌四半期へ繰越すという方法が論理性が高いと言えるのではないか。	累計情報は、年間の業績見通しの進捗状況の把握に資するため、必要と考えられる。
3 か月情報の開示	期首から当該四半期会計期間末までの累積情報に加え、当該四半期会計期間の３か月情報も開示する方法が適当である。 ・ 四半期損益計算書の当該３か月情報は、財務諸表利用者において強い開示ニーズがあると考えられるため、開示が必要である。 ・ 投資家は、累計情報によって、年間の業績見通しやその進捗状況を把握するとともに、当該四半期会計期間の３か月情報によって、収益動向のトレンドを把握するため、両方の情報を提供する必要がある。 ・ 国際的な会計基準とのコンバージェンスの観点からも、累積情報に加え、当該四半期会計期間の３か月情報を開示すべきであると考ええる。 ・ 万一、３か月情報の開示を求めないようなことになれば、国際的にみても特異であり、投資家ニーズに十分に応えないものとなり、将来にわたるわが国株式市場の発展に大きな禍根を残すことになる。	概ね、財務諸表作成者は３か月情報の任意開示（又は累計情報との選択開示）を支持し、利用者・監査人は累計情報と３か月情報の開示を支持しており、意見が二分している。 我が国資本市場もグローバル化していることを踏まえ、国際的に遜色のない開示を行うという点も含め、会計基準案の中で、引続き検討する。

審議事項（３）－３

(内容は今後の審議により変更される場合があります)

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応（案）
	３か月情報の開示は任意とすべきである、若しくは一定の水準、要件を設けることが必要である。 ・ 「３か月情報」は年度の業績見通しの進捗度と一致しない。 ・ 業種によっては各四半期間での業績変動が極めて大きく財務諸表利用者の判断を誤らせることが懸念される。 ・ 第８項において「四半期会計期間」を「３か月ごとに区切った会計期間」と定義することや、第２４項において「四半期財務諸表における『実績主義』は、四半期会計期間を一会計期間と位置付け」ること自体が我が国における現行会計制度との平仄を失し、また企業における会計実務・業績把握の実態からも乖離し、利害関係者の利便性を損なう怖れのあるものと思われる。 ・ 電力事業における収益動向の変化点は季節的変動によるところが大きく、投資者にとっては、３か月情報は意味がなく、年度の業績見通しの進捗度を示す累計情報のみで十分との意見（電力セクターアナリスト）がある。 ・ 米国基準や国際会計基準の動向に鑑み、当面は、３ヶ月情報、及び、累計情報のいずれも容認し、どちらの情報であるのかについて注記で記載する。 ・ 建設業においては、工事の完成時期が年度末(３月末)に集中する季節的変動要因があり、年度途中の損益情報開示においては、年度目標に対する達成度が把握しやすい「累計情報」が重要と考えられる。 ・ 損害保険業の場合、制度上、計算技術上の問題から、利益計算について四半期単位積上げ方式はなじまず累計情報の方が有用であるため、３か月情報は不要と考える。 ・ ３か月情報を求める場合でも、「利益」まで全ての損益計算書情報を開示するのではなく、売上高等の主要指標のみの開示も認めるべきである。	

審議事項（３）－３

(内容は今後の審議により変更される場合があります)

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応（案）
第４四半期の情報について	第４四半期についても開示が必要である。 ・ 論点整理は第４四半期の３か月情報は「現在検討中の四半期財務諸表作成基準に基づく開示に関するものではない」ことを主要論拠として「本論点整理では検討対象としていない」（22 項）と門前払いをしている。この点に関しては強く再考を促し、四半期財務情報の作成基準において第４四半期３か月情報の開示を規定するように求める。 ・ 第４四半期３か月情報は米国等において直近４四半期ベース(trailing 12 months basis)の PER 計算等に広く用いられている。 ・ ３か月情報を元に計量的手法を用いて投資する機関投資家も多い。 ・ 全てのデータベース・ベンダーが容易に第４四半期情報を把握しこれをデータベースに即時に取り込むことを可能にするために作成者による開示が必要である。 ・ 第４四半期も積み上げ方式による財務諸表の作成を行い、第１～第４四半期の合計を年度データとすることも理論的には考えられるが、これは現実的でなく当協会の要求するものでもない。年度の数字から第３四半期までの累計を差し引いたものを第４四半期の損益計算書とすることでよいと考える。これであれば作成者側の負担も大きくない。発表時期も四半期基準にこだわらず年度決算発表と同時でよい。 ・ 米国やカナダの例でも四半期報告は１～４四半期揃って初めて完結するものとして利用されていることを考慮すると、後発で基準を開発するわが国としては当初からこれら先進国の実情に合わせ、第４四半期を含めた完結した情報開示となるように規定すべきである。 ・ 第４四半期情報の議論は有価証券報告書の記載事項に関わるものと考えているようであるが、形式論理にとらわれた議論であると思われる。上記で述べたとおり１～４四半期報告は、一つのセットとして完結するものであり、財務諸表ユーザーの強いニーズも存在するのであるから、有価証券報告書に記載するかどうかの議論とは別に当作成基準において、第４四半期情報の開示について明記する意味があり、むしろ、そうすることが四半期開示全体の意義を高めることになると思う。 ・ 作成者の責任で第４四半期情報を開示することが第１～３四半期情報の「恣意的な」操作を抑止するという副次的な効果が期待できる。	寄せられたコメントは、必ずしも四半期会計基準に基づく第４四半期の開示（四半期報告）を要望しているものではないことから、四半期会計基準では対象外と考えられる。 しかし、財務諸表利用者の強い開示ニーズがあることから、年度財務諸表の注記等に含めることが可能かどうかを検討する。 なお、注記情報としての四半期ごとの情報は、売上高、税引前当期純利益、当期純利益、１株当たり利益が考えられる。また、第４四半期の数値は、年度財務諸表の数値から第３四半期の累計情報を差し引いて算定することとし、その旨も記載する。

審議事項（３）－３

(内容は今後の審議により変更される場合があります)

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応（案）
	日本においても年次報告書に含まれるものとし、単独の四半期開示報告書を作成するようなことが無いよう配慮願いたい。	
	第４四半期の３か月情報についての開示ニーズは、本論点整理では検討対象としていないとされているが、実務上も米国だけでなく我が国でも関心の高いテーマであるため、どこでどのように取り扱うのか明示することが必要であると考え。	
CF 計算書の 計算期間	キャッシュ・フロー計算書については、損益計算書の開示と合わせるべきである。	これまでの審議では、四半期 CF 計算書の開示ニーズと開示の適時性・迅速性を考慮して、累計情報のみ求める方向で検討してきたが、開示の適時性及び迅速性との関係で支障がないのであれば、損益計算書の開示方法と合わせることにする。

審議事項（３）－３

(内容は今後の審議により変更される場合があります)

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応（案）
四半期単位 積上げ方式 VS 累計差額 方式	累計差額方式を基本とすべき。 ・ 現行制度において「累計情報」の開示を基本とする企業にとって、「四半期単位積上げ方式」で「３か月情報」を開示することは、システム開発（単純な経理システムだけでなく根本的な基幹システム等を含む）や人員増強等極めて多大な負担（コスト）が発生する。 ・ 四半期毎に「判断」した３か月決算情報を単純に積上げたとしても、年度の累計情報と一致する後は限らず、結果会社は帳簿を２本（四半期用のものと、年度用のもの）もつこととなり、処理の煩雑さから誤謬を産む出す結果となりかねないと思われる。 ・ 四半期ごとに洗い替えて再計算する「累計差額方式」の累計情報の方がより正確な財務諸表となり、年度決算と整合的である。また、「累計差額方式」の場合、現行の中間決算と第２四半期末累計との継続性が確保される。 ・ 累計差額方式の方が実績主義に従ったものといえる。 ・ 生命保険業においては、年度単位での計算を前提とした責任準備金や価格変動準備金の制度があるため、過去の四半期財務諸表を洗い替えて再計算する累計差額方式が適当と考える。 ・ １年を計算単位とすることを前提とした責任準備金等の制度がある損害保険会社の場合、「利益」情報としては過去の四半期財務諸表を洗い替えて再計算する累計情報の方が、趣旨を無視して３か月という短期間を１年とみなして計算してしまう四半期単位積上げ方式によるもの（３か月情報及び累計情報）より有用である。 ・ 四半期決算において、四半期単位積み上げ方式を採用するということは、四半期決算手続きと、年度決算手続きにおいて、異なる決算事務手続きを採用するということを意味するのか。事業年度においても四半期単位積み上げ方式というのであれば、本来影響のないはずの事業年度決算が、四半期決算の影響を受けて、変更になるということであり、容認しがたい。	累計差額方式を支持する意見が多い。 これを踏まえ、四半期決算手続きに関しては、経済的実態を見誤らせない範囲で、会社の方針に委ねることとする。 四半期会計基準上は特定の方法を明示しないこととし、「結論の背景」で検討の経緯を記述することとする。

審議事項（３）－３

(内容は今後の審議により変更される場合があります)

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応（案）
	累計差額方式も、同等の選択肢とすべき、若しくは企業の経営管理手法次第で認めるべき。折衷方式も含めた３つの方式を全て容認すべきである。 ・ 四半期開示における「主たる情報」は、累計実績である。投資者にとっての位置づけも一般的に同様の認識であるものと考えられ、今後もこの情報の有用性における主従関係が逆転することは考えられない。 ・ 「特別償却」や「圧縮記帳」など会計手続きにも大きな影響を及ぼし得る各種税制において四半期決算の概念がないことなどを考慮しても、決算手続きの手法として「累計差額方式」が実態に適している面がある。 ・ ３か月情報の開示を行う場合において、「四半期単位積み上げ方式」が有効な決算手続きであるとの議論の方向性には一定の理解を示すが、それをもって「累計差額方式」の位置づけが下げられることについては理解が及ばない。 ・ 現状の実務では、四半期財務情報の作成を中間財務諸表の開示と齟齬をきたさない手続きで行うために、累計による方法で対応している企業が多数存在しているものと推測される。従って、親会社及び連結子会社における実務上多大な混乱の発生を回避するために、当面「四半期単位積み上げ方式」と「累計差額方式」は選択適用とすべきである。	

審議事項（３）－３

(内容は今後の審議により変更される場合があります)

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応（案）
	3か月情報は「四半期単位積上げ方式」を採用すべきである。 - 実績主義の考え方及び四半期財務諸表の迅速性・適時性の観点から、「四半期単位積上げ方式」を採用すべきである。 「四半期単位積上げ方式」に一本化するに当たっては、実務上それに対応したシステムの導入に一定の準備期間が必要であるため、当該準備期間における当面の取扱いとして「累計差額方式」によることを許容することが考えられる。 - 四半期3か月の業績としてより正確な数値を開示するという意味で、四半期単位積上げ方式を原則とすべきである。累計差額方式を用いる際には、論点整理の通り、在外子会社等を通じた海外事業が重要な場合の為替換算について調整を求めるなどの措置が必要である。過去において為替が安定的に推移したことは無いからである。	
	四半期単位積上げ方式の実施にあたっては準備期間のための一定の経過措置を設けていただきたい。 当該方式を採用する場合は連結子会社を含めて決算処理方法の見直しおよびシステム面での対応等事前準備に相当な時間を要するものと思料される。	

審議事項（３）－３

(内容は今後の審議により変更される場合があります)

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応（案）
年度決算の手続との関係	「四半期単位積上げ方式」と「累計差額方式」のどちらの方式をとった場合でも、所定の決算手続を経て作成されるとあるが、この所定の手続がどのような処理なのか少しイメージがでないので、今後の改定で明確にしてほしい。	「所定の手続き」には、第４四半期をどのように作成するかにもよるが、簡便法と年度で採用する会計基準間の調整や、期末実査や期末時点での実地棚卸に基づく会計処理などが上げられる。 四半期会計基準の「結論の背景」において、四半期決算手続の中であわせて記述することとする。
為替換算の影響	第 25 項において、「差引計算で３ヶ月情報を開示しても経済的実態を見誤るおそれがない場合は『累計差額方式』を容認し」とあるが、その具体的判断基準について、要件を明記すべきである。また、「適切な開示に向けた対応」とは何かを明確にし、その求め方については、現行実務に即した内容となるよう配慮していただきたい。	会計基準上、経済的実態を見誤らせないという点を明示した上で、具体的な判断基準は設けず、会社の判断により適切に対応してもらうこととする。 掘り下げて検討してきたことを踏まえ、四半期会計基準の「結論の背景」において、四半期決算手続の中であわせて記述することとする。
	為替換算に係る処理については、全体としてのゆがみがない場合や、重要性がない限り、各社の判断に任せるべきである。	
	四半期積上げ方式を在外子会社等に適用する場合、四半期の損益は積み上げとなる一方で、四半期間の為替レートの変動は連結貸借対照表の為替換算調整勘定にさや寄せされることになるという理解でよいか確認したい。	指摘の通り、為替換算調整勘定で調整されると考えられる。

審議事項（３）－３

(内容は今後の審議により変更される場合があります)

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応（案）
洗替法 VS 切放法	有価証券の減損、棚卸資産の評価減などの取り扱いについては、「洗替え法」が整合的な手法であると考ええる。 ・ 現行の中間連結財務諸表等作成基準でも洗替え法を認めている。 ・ 有価証券の減損や、棚卸資産の強制評価減などの四半期決算における取扱いについて、「切放し法」が整合的とあるが、「時価」のある物の評価に関しては、年度を通じた「下落」と四半期時点での「下落」が一致しているとは限らず、年度を通じた「下落」の方が大きな場合の処理について検討が必要と思われる。 ・ 事業年度ベースの決算手続では一事業年度を通期の会計期間とする処理を実施せざるを得ないこととの平仄を四半期決算手続においても重視すべき。 ・ 時価のある有価証券は、その時価が取得原価に比べて５０％程度以上下落した場合には、合理的な反証がない限り減損処理を行わなければならない（金融商品会計実務指針 91 項）が、四半期毎に短期的な景気循環等の回復可能性をもって合理的反証を行うことは困難である。その点からも、最終的に１年間の市場等の変動要因を基に減損判定が可能である、洗替法を選択することが合理的である。 ・ 洗替え法を採った場合では税法との整合性は確保される。一方、切放し法の場合には、税法との整合性が担保されなければ、迅速な会計事務の妨げとなるため、税法の手当てが必要となる。 ・ 生命保険会社の場合、年度決算を基に保険契約者（社員）への配当が決定されることから、年度末時点の時価がより正確に財務諸表へ反映できる洗替え法を選択することが好ましい。	現行実務を反映して、洗替え法を求める意見が多く寄せられた。この点も考慮に入れ、継続適用を前提として、洗替え法と切放法の双方を認めることとする。ただし、切放法を認めるにあたっては、日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」の改正も必要となると考えられる（第 91, 92, 283 -2, 285 項）。
認識及び測定	会計方針、とりわけ収益・費用の認識及び測定の基準は、原則として事業年度と同一のものとすることが適当であり、本「論点整理」で述べられている考え方を支持する。	（特になし）

審議事項（３）－３

(内容は今後の審議により変更される場合があります)

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応（案）
【論点 4】 四半期特有の会計処理 原価差異の繰延処理と後入先出法の売上原価修正	厳格な適用を求めるべきではない。 ・ 四半期単位において原価差異の要因を正確に分析することは負担が大きい。 ・ 原価差異は種々様々な要因から発生する。計画的な修繕が季節的に集中する場合も、操業度差異と同様に認められてしかるべきである。 ・ 総額差を繰延せずに、操業度差のみを繰延べた場合には、費用発生実態を見誤らせる可能性があるため、損益管理上、弊害があり、繰延処理は行なうべきではない。 ・ 投資家の判断を誤らせない範囲で、企業実態に応じて適切に処理されればよく、収益管理の方法の変更を強いることのないようにすべき。	監査人や財務諸表利用者から、例外処理を認めるべきではないとする意見が多い。この点を踏まえ、四半期会計基準案の中で、以下のいずれとすべきか、検討する。 ① 例外処理は、選択適用とし、例外処理を採用した場合は、継続適用する。 ② 例外処理は認めない。
	四半期特有の会計処理を認めることでよいと思われるが、できるだけ恣意的な操作が行われないよう、適用するケースを限定すべきである。 ・ 操業度等の差異による売上原価の変動を調整し、売上高と売上原価を適切に対応させるために、四半期特有の会計処理を認めるという趣旨は妥当であると思われる。しかし、中間財務諸表において恣意性が高いとの理由で排除された処理であることを考えると、幅広く認めることは望ましくない。 ・ 企業間の比較を容易にするという観点からは、四半期特有の会計処理を適用するか否かは、会社によって違いが無いように、できるだけ揃えた方がよい。	なお、後入先出法の売上原価修正についても、原価差異の例外処理と同様、四半期会計基準案の中で、以下のいずれとすべきか、検討する。 ① 例外処理は、選択適用とし、例外処理を採用した場合は、継続適用する。 ② 例外処理は認めない。

審議事項（３）－３

(内容は今後の審議により変更される場合があります)

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応（案）
	実績主義を基本として、重要な例外処理を認めるべきではない。 - これらの処理は、恣意的な判断の余地が大きく、また、中間財務諸表作成基準改訂時に禁止された会計処理である。 - 四半期財務諸表の作成においても「実績主義」を採用する以上、例外処理を認める理由は無いものとする。 - 情報の適時性と迅速性の確保が求められている四半期報告において、例外的な処理に対応するためには、財務諸表作成者及び監査人に対し、見積りの適正性の判断において過大な負担を求めることとなり合理的ではない。 - 開示の適時性や迅速性の観点からは、原価差異の配賦において簡便な会計処理が検討される予定であり、当該項目について禁止しても決算処理実務上、大きな影響は無い。 - 原価差異について、四半期においては、中間財務諸表以上に売上原価が操業度等による影響を受ける、という点が指摘されているが、その点については、実績主義を採用する論拠として 10 項にあげられている、「②季節変動性については、十分な定性的情報や前年同期比較を開示することにより、財務諸表利用者を誤った判断に導く可能性を回避できると考えられる」という議論があてはまる。	
例外処理の強制の是非	例外処理は、強制適用とすべきではない、又は選択適用とすべきである。 - 操業度差を繰延べるか否かは、第一に企業の収益管理の実態に即して各企業の経営者が個別に判断すべきである。 「原価差異の繰延処理」と「後入先出法の売上原価修正」は、一定の基準の下で強制適用とした場合、同一業界内での比較可能性を損なう等マイナス面もあると思われるため、強制適用ではなく任意適用にすべきである。その上で比較可能性を保つためには、当該会計処理を採用している旨とその方法について注記にて開示すべきである。	

審議事項（３）－３

(内容は今後の審議により変更される場合があります)

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応（案）
その他の例外処理	事前に実績主義の例外として許容されるものの全てを列挙することは困難であり、四半期特有の処理を認める場合には個別項目ごとに限定するのではなく定性的に限定するべきである。個別項目に限定したとしても「原則」とし、その他の例外処理が許容される余地を残すべきである。 ・ 損害保険業界では、四半期特有の会計処理に該当する可能性のあるものとして、1 年間の計算期間を前提とした責任準備金等について、四半期計算に対応するための会計処理基準を検討している。この計算方法の如何では「実績主義」の例外となる可能性も考えられる。 ・ 将来の業績予測に資する情報を提供するとの観点から、事業年度の財務諸表に適用する会計処理基準と異なる処理基準を採用する必要性が生じる可能性もある。 四半期財務諸表は、公認会計士または監査法人のレビューを受ける方向性とされており、個別項目に限定しなくとも例外処理が濫用されることはないと考ええる。	特定業界の会計処理の問題であり、業種別の会計の実務指針を検討している公認会計士協会に検討を依頼する。なお、四半期会計基準上、例示とする必要があるか、検討することとする。 （参考）IAS 第 34 号 付録 C 9 特別の業種「特別の業種における中間期間の測定は、その複雑性、費用がかかりすぎること、及び時間のゆえに、会計年度末よりも精度が低いかもしれない。その例としては、保険会社の保険準備金の計算がある。」
	四半期決算数値は「速報値」、年度決算数値は「確定値」とあるという違いを明確にすべき。その点で、売上原価調整は説得力に欠ける。四半期決算数値が「速報値」なら売上原価の調整も不要だし、「確定値」なら売上原価に限定するのではなく、重要性基準でその他の手続きも認めるべきである（確定値は配当原資になりえると考えるので収益費用の対応をきちんと図るべき）。	四半期財務諸表は、簡便的な会計処理の容認されているなど、年度財務諸表とは異なるところがあることは基準の中で明示する予定である。 なお、コメントの後段部分は、予測主義的な調整を認めるのであれば、幅広く認めるべきとの指摘と考えられる。論点整理では実績主義を基本とすることを明記しており、限定的に示しているので、明瞭性を欠いてはいないと考えられる。実績主義を前提とする以上、予測主義的要素は、売上原価調整等の経済的実態を見誤らせないための例外的な処理として、限定的に取り扱うこととする。